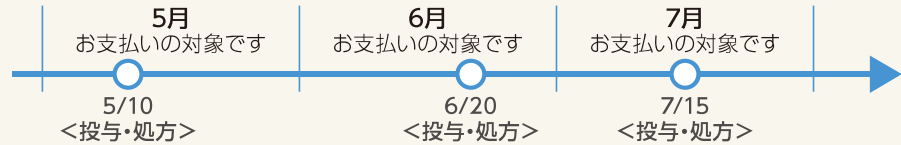


抗がん剤治療給付金のお支払い

引受基準緩和型がん三大治療特約021、総合医療サポート特約023【がん治療保障充実型】、がん医療サポート特約023または女性疾病医療サポート特約023にご加入の場合

○
お支払い
できる場合

がんにより、公的医療保険制度の対象となる
所定の抗がん剤*1を1か月に1回投与または処方され、
抗がん剤治療*2を受けた場合



×
お支払い
できない場合

がんにより、公的医療保険制度の対象となる
所定の抗がん剤*1を同一月に2回投与または処方され、
抗がん剤治療*2を受けた場合



×
お支払い
できない場合

がんにより、公的医療保険制度の対象となる
所定の抗がん剤*1を同一月に2か月分処方され、
抗がん剤治療*2を受けた場合



解説

*1 「抗がん剤」

- 投与または処方された時点で、厚生労働大臣により承認されている医薬品のうち、次の条件のすべてを満たす医薬品となります。

- 〈1〉厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が発病したがんの治療に対する効能または効果が認められたこと
- 〈2〉世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、V10(治療用放射性医薬品)のいずれかに分類されること

*2 「抗がん剤治療」

- 医師の管理下で行われる次の〈1〉および〈2〉に該当するものとなります。

- 〈1〉次の(i)または(ii)に該当する治療法であること
 - (i) 抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を阻止することを目的とした治療法
 - (ii) 次のいずれかの医薬品の投与により、がん細胞の発育・増殖を阻止することを目的とした治療法
 - ◆がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモン
 - ◆ホルモンの生成や作用を減弱させる抗がん剤
- 〈2〉抗がん剤の投与または処方であり、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって薬剤料または処方せん料の算定対象となるもの

- 機能障がいや手術により不足しているホルモンを補充する場合等は、上記〈1〉および〈2〉のいずれにも該当しないことから、抗がん剤治療給付金のお支払いの対象となる抗がん剤治療には該当しません。